

精神障害者保健福祉手帳の様式改訂の取扱い

H18.6.1

精神障害者の手帳保持による利便性の向上及び保健所における事務の効率化を図るため、身体障害者手帳及び療育手帳に合わせ様式を改訂する。

改訂後様式
別紙のとおり

区分	改正後	現 行
大きさ	縦 11.5 cm × 横 8 cm	縦 9 cm × 横 6 cm
仕様	手帳本体は紙製（A4版1/2） ビニールカバー（透明ポケットつき）	ビニールカバー一体型
付加機能	各種割引制度、問合せ窓口を記載	なし
事務処理	電算処理（一部手入力）	手書き
その他	写真貼付（原則）	

施行時期

平成18年8月1日（予定）

施行日以降の受付者から改訂様式により交付する。ただし、既交付者が改訂後様式を希望する場合、改訂様式を交付して差し支えない。

取扱い

- ・ 様式は、原則、写真貼付版（様式1）とする。なお、交通費割引等がなく、当事者が写真貼付に反対する場合、様式2を使用する。
- ・ 交付に係る事務処理について、当面、現行どおりとする。なお、自立支援医療（精神通院医療）と併せて「精神保健福祉関係事務取扱要領」等を改正する。

関係機関との調整

- ・ 各医療機関及び関係施設等に対して、様式改訂について周知するとともに、制度の理解に努めることとする。
- ・ 各バス事業所等に対して、全道団体を通じて周知を図るが、地域においてはそれぞれに周知を行うこととする。
- ・ 施行に併せ、各バス事業者に対して運賃割引等の移行について、各市町村に対して精神障害者に対する福祉サービスの施行（予定）状況について調査を行う。（障害者保健福祉課 保健所とりまとめ）

スケジュール（予定）

	障害者保健福祉課	保 健 所	市 町 村・バス事業者等 医療機関等
18年6月	改訂通知 手帳印刷 システム改修	市町村・関係機関等へ周知 当事者・施設へ周知	周知
7月上旬	調査依頼 ・バス事業者等運賃割引 ・市町村福祉サービス	照会	照会
7月中旬		システム改修 手帳送付	回答 ・バス事業者等調査 ・市町村福祉サービス
7月下旬		照会とりまとめ	
8月	施行 調査とりまとめ		
10月	障害者自立支援法本格施行		